

条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び亶理町財務規則（平成 7 年規則第 6 号）第 94 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 9 月 26 日

亶理町長 山 田 周 伸

1、工事の概要

- (1) 工事番号 第 11160004 号
- (2) 工 事 名 令和 6 年度 亶理第 1 - 1 号汚水枝線改築更新工事
- (3) 工事場所 亶理町吉田字中原 地内
- (4) 工事内容
- | | | |
|------------------|----------|------------|
| 管きよ更生工（反転・形成工法） | 陶管 φ 200 | L= 151.68m |
| 管きよ更生工（反転・形成工法） | 陶管 φ 300 | L= 42.90m |
| 取付管更生工（反転・形成工法） | 陶管 φ 150 | 13 箇所 |
| 取付管推進工 鋼製さや管推進工 | φ 250 | 4 箇所 |
| 取付管推進工 ケーシング管推進工 | φ 500 | 4 箇所 |
- (5) 工 期 契約日の翌日から令和 7 年 3 月 28 日まで
- (6) 予定価格 49,429,000 円（消費税及び地方消費税を除く）
- (7) 入札方法 総合評価方式
- 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札の落札方式を採用する。

2、入札参加条件

- (1) 令和5・6年度亘理町入札参加資格者名簿（登録部門：土木一式工事）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札日に亘理町から指名停止を受けている期間でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 宮城県仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果で、土木一式工事について総合評定値(P)が700点以上の者であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札参加心得第1条の規定に抵触するものではないことに留意すること。
 - ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - 1) 親会社と子会社の関係にある場合
 - 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 主任技術者、監理技術者を適正に配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置すること。

3、入札手続きにおける担当課

〒989-2393

宮城県亘理郡亘理町字悠里1番地

亘理町財政課 管財班

TEL：0223-34-0502（直通） FAX：0223-32-1433

E-mail：kanzai2@town.watari.miyagi.jp

4、競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、申請書（様式第1号）を提出し、互理町長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、申請書及び資料を下記の期日以内に提出しない者は、本競争に参加することができない。

申請書提出期日：令和6年9月26日から令和6年10月18日まで

申請書提出方法：8時30分から12時及び13時から17時15分の間、互理町財政課管財班まで持参すること。

入札参加資格審査結果通知予定日：令和6年10月23日

※ 審査結果通知はメールで通知します。入札会当日に原本と引き換えますのでメールで送付した通知書を持参して下さい。

- (2) 配置予定の技術者

建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づき、当該入札参加業者と入札参加受付の手続きを行った日より3か月以上前から直接雇用関係のある主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）をこの工事現場に配置できること。また、価格以外の評価に関する調書（別記様式第2号）と資格等を証明する書類の写しを提出すること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であり、監理技術者資格者証の写し（表裏）を提出すること。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請者すべてに対し行うものとする。
(4) 資料の作成説明会は行わない。
(5) 申請書等は互理町公式ホームページよりダウンロードして使用すること。

5、仕様書の閲覧

閲覧：令和6年9月26日から令和6年10月24日まで

互理町公式ホームページにより公開

6、閲覧に対する質問

- (1) 閲覧に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

① 提出方法 メールでの提出（メール送信後に受信確認の電話をすること。）

② 受領期間 令和6年9月26日9時から令和6年10月15日の10時まで

③ 提出場所 互理町財政課管財班

- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、令和6年10月21日10時に、入札参加資格を有する全ての者へメールでおこなう。

7、入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日 時 令和6年10月25日 10時00分

(2) 場 所 互理町役場 2階大会議室（控席：2階大会議室前ロビー）

8、入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の **100分の10** に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の **110分の100** に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札時に入札書に記載する金額の積算内訳書を提出すること。なお、積算内訳書と入札書の金額が異なる場合は無効となります。

- (2) 入札執行回数は1回とする。
- (3) 低入札価格調査制度 設定有
調査基準価格 設定有
失格基準価格 設定有

9、入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 亶理町建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1以上に相当する額とする。）に付すこと。（調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は10分の3以上の額とする。）

10、開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

11、入札の取り止め

本公告に示した入札参加申請者の数が2に満たない場合は当該条件付き一般競争入札を取り止めるものとする。（入札開始前に辞退があった場合も含む）

12、入札の失格

- (1) 亶理町建設工事等執行規則第19条に該当するときは失格とする。
- (2) 失格基準価格を下回る価格をもって入札した者は失格とする。
- (3) 低入札価格調査の実施対象となった者は、当該低入札価格調査に協力する義務を負うものとし、協力しない対象者は失格とする。

13、支払い条件

- (1) 前金払 40%以下（調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は20%以内）
- (2) 中間前金払 20%以下

14、その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札参加者は入札参加心得を熟読し、厳守すること。
- (3) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者は、別記様式第 2 号に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。
- (5) 仕様書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (6) 入札の無効
互理町建設工事等執行規則第 20 条に該当する入札があったと認めるときは無効とする。
- (7) 提出を求めるすべての資料については作成に係る費用は入札参加者の負担とする。
- (8) 本工事は労働環境改善を図ることを目的とした「週休 2 日対象工事」とする。

15、総合評価方式に関する事項

- (1) 同種工事の要件
当該入札公告の工事における同種工事の要件については下記のとおりとする。

公共下水道工事（污水）において、元請けとして 100m 以上の施工実績があること。

- (2) 落札の決定
 - ① 価格評価点及び価格以外の評価点の合計点が最も高いものが落札者となる。
 - ② 落札の決定については価格及び価格以外の要素を評価するため、入札を執行したときは、落札者の決定を保留し、評価を実施の上、結果について後日通知するものとする。
 - ③ 合計点が最も高い者が調査基準価格を下回る価格で応札した場合は低入札価格調査を実施の上、落札者としての決定を行うものとする。
 - ④ 低入札価格調査の結果によっては、最低価格入札者や合計点が最も高い者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (3) 低入札価格調査
 - ① 低入札価格調査の対象となった場合はメール又は FAX により通知する。
 - ② 低入札価格調査の対象となった場合は開札日から起算して 3 日以内（互理町の休日 を定める条例（平成元年互理町条例第 36 号）に規定する休日は除く。）に調査に関する資料（別記様式第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号及び根拠となる資料）を提出しなければならない。
- (4) 落札者決定基準
総合評価方式による入札は落札者決定基準に基づき、落札者を決定するものとする。
- (5) 価格以外の評価に関する提出資料
 - ① 総合評価方式における価格以外の評価に必要な書類（以下「評価項目資料」という。）を提出しなければならない。なお、評価項目資料については別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号に必要事項を記入の上、提出しなければならない。
 - ② 別記様式第 2 号に係る添付資料については、価格以外の評価を審査する上で必要となる書類を当該工事に対応する「価格以外の評価点評価項目及び評価基準の説明」を確認の上、入札開札後、落札候補者のみ提出すること。

なお、入札開札後、落札候補者に対してメール又は FAX により通知するものとし、提出については開札日から起算して 3 日以内（互理町の休日を定める条例（平成元年互理町条例第 36 号）に規定する休日は除く。）に提出すること。

- ③ 評価項目資料（別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号）については申請書（様式第 1 号）と併せて提出しなければならない。なお、評価項目資料の提出期日及び提出方法については 4、競争入札参加資格の確認等（1）の申請書提出期日及び申請書提出方法と同じとする。
- ④ 提出された評価項目資料については返却しない。
- ⑤ 別記様式第 1 号から別記様式第 7 号は互理町公式ホームページよりダウンロードして使用すること。